

# 入札手続きにおける技術者の配置の確認方法について

落札決定を行うにあたっての、技術者の配置に関する要件を満たすこと  
の確認方法を以下のとおりとします。

## ●対象工事

- ・「入札に参加する者に必要な資格に関する事項」に技術者の専任配置に関する要件を設けている工事
- ・総合評価案件の受注制限を設けている工事

## ●取り扱い

(1) 営業所専任となっていないことを確認します。(※1)

(2) 他の工事の配置技術者となっていないこと(※2)を確認します。

ただし、技術資料(※3)を提出した日において他の工事の配置技術者となっている場合は、完成通知書が受理されていること(※4)及び完成検査の期限(※5)が落札予定日から起算して5日(休日を含まない。)以内の日であることを確認します。

※1 技術者を専任で配置する場合に限りです。

※2 配置技術者等の兼務を行うことが認められている又は主任技術者の兼務届出書を提出する場合を除きます。

※3 総合評価案件については「書面による技術提案を提出した日」とする。

※4 技術資料又は書面による技術提案として、施工中の工事にかかる発注者に受理された完成通知書の写しの提出が必要となります。

※5 実際の期限にかかわらず、完成通知書の受理日から起算して14日目(休日を含む。ただし、次年度となる場合は当該年度の末日。)として判断します。

## ●適用日

- ・平成28年6月1日以降から適用

## ●その他

- ・取り扱い(2)ただし書きによる場合は、契約は工事完成検査結果通知書等により、他の工事の完了等を確認の上で行います。